

杉並区体育施設等に関する条例

昭和三十二年三月二十九日

条例第三号

改正 昭和三四年 四月 一日条例第一二号
昭和三七年一〇月 二日条例第二二号
昭和三八年 三月二七日条例第六号
昭和三九年 三月三十一日条例第一四号
昭和四〇年 三月三十一日条例第二〇号
昭和四一年 四月 一日条例第一四号
昭和四一年一〇月 一日条例第三〇号
昭和四二年一二月 六日条例第三〇号
昭和四四年 六月二三日条例第二六号
昭和四四年一二月二九日条例第四五号
昭和四八年 六月一六日条例第一七号
昭和五一年 四月 一日条例第二二号
昭和五三年 四月 一日条例第二三号
昭和五四年 九月二八日条例第二五号
昭和五五年 三月三十一日条例第九号
昭和五六年 四月 一日条例第一七号
昭和五七年一二月 一日条例第三九号
昭和六〇年 三月三〇日条例第八号
昭和六一年 三月三十一日条例第二一号
昭和六一年一二月 一日条例第三七号
昭和六二年一二月 一日条例第三三号
平成 二年一二月 一日条例第二〇号
平成 三年 六月二八日条例第二五号
平成 四年 三月三〇日条例第一四号
平成 五年 九月三〇日条例第三六号
平成 六年 三月二四日条例第一一号
平成 八年 三月二五日条例第一二号
平成 九年 三月二一日条例第一〇号
平成 九年一二月 二日条例第三〇号
平成一一年一二月 一日条例第三四号
平成一二年 三月二二日条例第三六号
平成一三年 三月二三日条例第二五号
平成一四年 三月一九日条例第二八号

(目的)

第一条 この条例は、杉並区体育施設(以下「体育施設」という。)の設置及び管理並びに杉並区立公園条例(昭和五十一年杉並区条例第二十七号)に基づく公園施設である杉並区教育委員会(以下「委員会」という。)が所管する有料施設(以下「公園施設」という。)及び杉並区立杉並第十小学校温水プール(学校教育上支障のない使用の場合に限る。以下「杉十小温水プール」という。)の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置等)

第二条 この条例により設置する体育施設の名称及び位置は、別表第一のとおりとする。

2 委員会が管理する公園施設の名称及び位置は、別表第二のとおりとする。

(運営)

第三条 体育施設及び公園施設(以下「体育施設等」という。)は、体育、レクリエーションその他社会教育の振興を図り、住民の心身の健全な発達に寄与するように管理運営しなければならないものとする。

(使用)

第四条 体育施設等を使用しようとするものは、委員会の承認を受けなければならない。

(使用料等)

第五条 体育施設等の使用料は、別表第三のとおりとする。ただし、体育施設等のうち、第十七条第一項の規定に基づきその管理を委託したものの利用料金は、別表第四のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、別に定めるところにより、あらかじめ区に登録されている団体が使用する場合における体育施設等の使用料又は利用料金は、別表第三又は別表第四に定める額(一般使用に係るものを除く。)の二分の一に相当する額とする。

(使用料の納付)

第六条 使用料は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難い場合は、委員会規則で別に定めるところによる。

(利用料金の納付)

第七条 利用料金は、第十七条第一項の規定に基づき管理の委託を受けた公共的団体(以下「管理受託者」という。)に納付しなければならない。

2 高井戸温水プール及び上井草温水プールに係る一般使用の際の利用料金の納付については、別表第五に定める使用券によることができる。この場合において必要な事項は、委員会が定める。

(使用料等の減免)

第八条 委員会は、委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

2 管理受託者は、前項の委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の不還付)

第九条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、委員会は、委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

2 既に納付した利用料金は還付しない。ただし、管理受託者は、前項の委員会規則で定める特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第十条 使用者は使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(設備の変更禁止)

第十一条 使用者は体育施設等に特別の施設をしたり、変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(使用の不承認)

第十二条 次の各号の一に該当するときは、委員会は使用を承認しない。

一 公安を害するおそれがあると認めるとき

二 管理上支障があると認めるとき

(使用の制限)

第十三条 委員会は次の各号の一に該当するときは、使用条件の変更・使用の停止又は承認の取消をすることができる。

一 使用の目的に違反したとき

二 この条例及び委員会の指示に従わないとき

三 委員会が必要と認めるとき

(原状回復の義務)

第十四条 使用者は体育施設等の使用を終了したとき又は使用を止められたときは直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第十五条 使用者は体育施設等に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、委員会がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(杉十小温水プールの管理)

第十六条 杉十小温水プールの管理については、第三条、第四条及び第十条から前条までの規定を準用する。

2 杉十小温水プールの利用料金については、杉並区立学校施設使用料条例(昭和三十九年杉並区条例第四号)の規定にかかわらず、同条例別表第一及び別表第二に規定する使用料の額を利用料金とみなして、第七条第一項、第八条第二項、第九条第二項及び次条第三項の規定を適用する。この場合において、利用料金は、同条例別表第三の使用券により納付することができる。

(管理の委託)

第十七条 委員会は、別表第六に掲げる体育施設等及び杉十小温水プールの管理を公共的団体である財団法人杉並区スポーツ振興財団に委託することができる。この場合において、当該公共的団体との間に委託の範囲、管理の方法その他委託に関し必要な事項を定めなければならない。

2 前項の規定に基づき管理を委託したときは、区長は、予算の範囲内において、当該委託した事務の執行に要する経費を委託料として支払うものとする。

3 管理受託者は、第五条に定める利用料金を当該管理受託者の収入として収受することができる。

(委任事項)

第十八条 この条例の施行について必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和三十四年四月一日条例第一二号)

この条例は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則(昭和三七年一〇月二日条例第二二号)

この条例は、昭和三十七年十一月一日から施行する。

附 則(昭和三八年三月二七日条例第六号)

- 1 この条例は、昭和三十八年四月一日から施行する。
- 2 この条例施行の際、既に体育施設の使用を承認されている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和三九年三月三十一日条例第一四号)

この条例は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則(昭和三九年三月三十一日条例第二〇号)

この条例は、昭和四十年四月一日から施行する。

付 則(昭和三九年四月一日条例第一四号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、東京都杉並区下高井戸運動場にかかる部分については、昭和四十一年六月一日から施行する。

付 則(昭和三九年一〇月一日条例第三〇号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(昭和三九年一二月六日条例第三〇号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和三九年規則第四号で昭和三九年三月一日から施行)

付 則(昭和三九年六月二三日条例第二六号)

この条例は、昭和三十四年七月一日から施行する。

付 則(昭和三九年一二月二九日条例第四五号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和三九年規則第一号で昭和三九年四月一日から施行。ただし、この施設の使用申込みおよび使用料の納付に関する事項は、昭和三九年二月一日から適用)

付 則(昭和三九年六月一六日条例第一七号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、既に使用を承認されている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和三九年四月一日条例第二二号)

- 1 この条例は、昭和三十九年五月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和三九年四月一日条例第二三号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和三九年九月二八日条例第二五号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和五四年規則第六五号で昭和五四年一〇月一日から施行)

附 則(昭和五五年三月三十一日条例第九号)

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則(昭和五六年四月一日条例第一七号)

- 1 この条例は、昭和五十六年六月一日から施行する。ただし、阿佐谷けやき公園プールの規定は、規則で定める日から施行する。

(昭和五六年規則第四六号で昭和五六年八月一日から施行)

- 2 この条例の施行の際、既に使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和五七年一二月一日条例第三九号)

この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

附 則(昭和六〇年三月三〇日条例第八号)抄

- 1 この条例は、昭和六十年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可又は使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(昭和六一年三月三十一日条例第二一号)

この条例は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則(昭和六一年一二月一日条例第三七号)

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則(昭和六二年一二月一日条例第三三号)

この条例は、昭和六十三年四月一日から施行する。ただし、別表第二及び別表第三の(一)の改正規定は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(昭和六三年教委規則第一号で昭和六三年四月一日から施行)

附 則(平成二年一二月一日条例第二〇号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成三年教委規則第五号で平成三年六月一日から施行)

附 則(平成三年六月二八日条例第二五号)

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成三年教委規則第一六号で平成三年一二月一五日から施行)

附 則(平成四年三月三〇日条例第一四号)

- 1 この条例は、平成四年六月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に使用の許可又は使用の承認を受けている者の使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成五年九月三〇日条例第三六号)

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

(平成五年教委規則第一四号で第一条中東京都杉並区体育施設等に関する条例第一四条第一項の改正規定(「杉並区スポーツ振興会」を「財団法人杉並区スポーツ振興財団」に改める部分に限る。)は、平成五年一〇月一日から施行)

(平成五年教委規則第二二号で平成六年一月一日から施行(第一条中東京都杉並区体育施設等に関する条例第十四条第一項の改正規定(「杉並区スポーツ振興会」を「財団法人杉並区スポーツ振興財団」に改める部分に限る。)を除く。))

2 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都杉並区体育施設等に関する条例により杉並区スポーツ振興会が行った使用の承認その他の行為については、この条例による改正後の東京都杉並区体育施設等に関する条例により財団法人杉並区スポーツ振興財団が使用の承認その他の行為を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の際、この条例による改正前の東京都杉並区体育施設等に関する条例及び改正前の東京都杉並区立学校の施設等使用料条例により交付を受けた六枚つづり回数券については、なお当分の間、使用することができる。

附 則(平成六年三月二四日条例第一一号)

この条例は、平成六年四月一日から施行する。

附 則(平成八年三月二五日条例第一二号)

この条例は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成九年三月二一日条例第一〇号)抄

1 この条例は、平成九年六月一日から施行する。ただし、第一条中東京都杉並区行政財産使用料条例別表第二(十)及び別表第三(十)の改正規定は、同年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現に使用の許可又は使用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

附 則(平成九年一二月二日条例第三〇号)

この条例は、平成十年二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年一二月一日条例第三四号)

1 この条例は、平成十二年二月一日から施行する。

2 この条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例第五条第三項の規定は、平成十二年四月一日以後の使用に係る使用料の納付について適用し、同日前の使用に係る使用料の納付については、なお従前の例による。

附 則(平成一二年三月二二日条例第三六号)

この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則(平成一三年三月二三日条例第二五号)

1 この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

2 平成十三年六月三十日までの間の使用に係るこの条例による改正後の杉並区体育施設等に関する条例別表第四の適用については、同表(三)中「二〇〇円」とあるのは「一〇〇円」と、「二、八〇〇円」とあるのは「二、四〇〇円」と、同表(五)中「三、三〇〇円」とあるのは「二、八〇〇円」と、「一、六〇〇円」とあるのは「一、四〇〇円」と、「一、一〇〇円」とあるのは「九〇〇円」と、「八〇〇円」とあるのは「七〇〇円」と、「五、一〇〇円」とあるのは「四、三〇〇円」と、「二、五〇〇円」とあるのは「二、一〇〇円」と、「一、七〇〇円」とあるのは「一、四〇〇円」と、「一、二〇〇円」とあるのは「一、〇〇〇円」と、同表(六)及び(七)中「八〇〇円」とあるのは「七〇〇円」と、「一、六〇〇円」とあるのは

「一、四〇〇円」とする。

附 則(平成一四年三月一九日条例第二八号)抄

- 1 この条例中第一条の規定及び次項から附則第四項までの規定は教育委員会規則で定める日から、第二条の規定は平成十四年四月一日から施行する。
(平成一四年教委規則第五号で平成一四年四月一日から施行)

別表第一(第二条関係)

名称	位置
杉並区高円寺体育館	杉並区高円寺南二丁目三六番三一号
杉並区妙正寺体育館	杉並区清水三丁目二〇番一二号
杉並区大宮前体育館	杉並区宮前二丁目一番一一号
杉並区永福体育館	杉並区永福三丁目五番一七号
杉並区荻窪体育館	杉並区荻窪三丁目四七番二号
杉並区上井草体育館	杉並区上井草三丁目三四番一号
杉並区下高井戸運動場	杉並区下高井戸三丁目二六番一号
杉並区上井草運動場	杉並区上井草三丁目三四番一号
杉並区高井戸温水プール	杉並区高井戸東三丁目七番五号
杉並区上井草温水プール	杉並区上井草三丁目三四番一号

別表第二(第二条関係)

名称	位置
杉並区松ノ木運動場	杉並区松ノ木一丁目三番二二号
杉並区和田堀公園プール	杉並区大宮二丁目二番一〇号
杉並区関根文化公園プール	杉並区上荻四丁目二番六号
杉並区阿佐谷けやき公園プール	杉並区阿佐谷北一丁目一番二二号
杉並区蚕糸の森公園運動場	杉並区和田三丁目五五番三〇号

杉並区塚山公園運動場	杉並区下高井戸五丁目二三番一―号
杉並区井草森公園運動場	杉並区井草四丁目一二番一―号

付記

井草森公園運動場を委員会が公園施設として管理するのは、当分の間、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に規定する休日とする。

別表第三(第五条関係)

(一) 野球場

施設区分	使用区分		使用料
塚山公園運動場	二時間につき	一面	二、五〇〇円

(二) 運動場

施設区分	使用区分		使用料
井草森公園運動場	二時間につき	全面	一〇、〇〇〇円
		半面	五、〇〇〇円

付記

- 別表第三の適用において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の使用料は、規定使用料の二分の一に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 別表第三の適用において、使用時間を超過して使用する場合は、管理上支障のない限り使用を承認し、この場合の使用料は、超過時間一時間(一時間に満たない端数は、これを一時間とする。)につき、規定使用料(入場料等を徴収する場合は付記1による額)の二分の一に相当する額とする。

別表第四(第五条関係)

(一) 野球場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場	二時間につき	一面	三、二〇〇円

松ノ木運動場			
上井草運動場			

(二) 庭球場

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館	二時間につき	一面	八〇〇円
松ノ木運動場			
上井草運動場			

(三) 弓道場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	一般	一人、一時間につき	二〇〇円
	貸切り	二時間につき 全面	二、八〇〇円

(四) 運動場

施設区分	使用区分		利用料金
下高井戸運動場	二時間につき	全面	五、一〇〇円
		半面	三、二〇〇円
蚕糸の森公園運動場	二時間につき	全面	二、五〇〇円
上井草運動場	二時間につき	全面	六、四〇〇円
		半面	三、二〇〇円

(五) 体育館

施設区分	使用区分		利用料金
妙正寺体育館	一般	一人、一回につき	小人(小・中学生)
大宮前体育館			大人
永福体育館			
			一〇〇円
			二〇〇円

	貸切り	二時間につき	全面	二、八〇〇円
			半面	一、四〇〇円
			1/3面	九〇〇円
			1/4面	七〇〇円
高円寺体育館	一般	一人、一回につき	小人(小・中学生)	一〇〇円
荻窪体育館			大人	二〇〇円
	貸切り	二時間につき	全面	三、三〇〇円
			半面	一、六〇〇円
			1/3面	一、一〇〇円
			1/4面	八〇〇円
上井草体育館	一般	一人、一回につき	小人(小・中学生)	一〇〇円
			大人	二〇〇円
	貸切り	二時間につき	全面	五、一〇〇円
			半面	二、五〇〇円
			1/3面	一、七〇〇円
			1/4面	一、二〇〇円
			1/6面	八〇〇円

(六) 小体育室

施設区分	使用区分			利用料金
高円寺体育館	一般	一人、一回につき	小人(小・中学生)	一〇〇円
荻窪体育館			大人	二〇〇円
	貸切り	二時間につき	全面	八〇〇円
上井草体育館	一般	一人、一回につき	小人(小・中学生)	一〇〇円
			大人	二〇〇円

	貸切り	二時間につき	全面	一、六〇〇円
			半面	八〇〇円

(七) 武道場

施設区分	使用区分			利用料金
荻窪体育館	一般	一人、一回につき	小人(小・中学生)	一〇〇円
			大人	二〇〇円
	貸切り	二時間につき	全面	一、六〇〇円
			半面	八〇〇円

(八) プール

施設区分	使用区分			利用料金
和田堀公園プール 阿佐谷けやき公園プール	一般	一人、二時間 につき	小人(中学生以下)	二〇〇円
			大人	四〇〇円
	貸切り	一時間につき	全面	一五、〇〇〇円
高井戸温水プール 上井草温水プール	一般	一人、一時間 につき	小人(中学生以下)	一三〇円
			大人	二五〇円
	貸切り	二時間につき	一コース	六、〇〇〇円
関根文化公園プール	一般	一人、二時間 につき	小人(中学生以下)	一五〇円
			大人	三〇〇円

(九) トレーニングルーム

施設区分	使用区分		利用料金
上井草体育館	一般	一人、一回につき	四〇〇円

(十) ゲートボール場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草運動場	一時間につき	一面	二〇〇円

(十一) 会議室

施設区分	使用区分		利用料金
上井草体育館	一時間につき	一室	一、〇〇〇円
荻窪体育館	一時間につき	第一会議室	七〇〇円
		第二会議室	五〇〇円

(十二) 駐車場

施設区分	使用区分		利用料金
上井草体育館	一台につき	三時間以内三〇分までごと	一〇〇円
		三時間を超え三〇分までごと	一五〇円

付記

- 別表第四の適用において、使用者が入場料その他これに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合の利用料金は、規定利用料金の二分の一に相当する額を加えた額とする。ただし、入場料等の額が委員会規則で定める額以下の場合については、この限りでない。
- 別表第四((十二)を除く。)の適用において、使用時間を超過して使用する場合は、管理上支障のない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、超過時間一時間(一時間に満たない端数は、これを一時間とする。)につき、規定利用料金(入場料等を徴収する場合は付記1による額。以下同じ。)の一時間につき定められた額(規定利用料金が二時間につき定められているものについては、当該規定利用料金の二分の一に相当する額)とする。
- 別表第四((五)から(七)までに限る。)の適用において、使用区分が一般の一回の使用は、別に委員会で定める四時間を単位として割り振られた時間内とする。
- 別表第四((一)、(二)及び四に限る。)に規定する体育施設の照明設備の利用料金は、委員会規則で定める。

別表第五(第七条関係)

種類	発行価格
一、五〇〇円使用券	一、二五〇円
三、〇〇〇円使用券	二、五〇〇円

別表第六(第十七条関係)

名称
杉並区高円寺体育館
杉並区妙正寺体育館
杉並区大宮前体育館
杉並区永福体育館
杉並区荻窪体育館
杉並区上井草体育館
杉並区下高井戸運動場
杉並区上井草運動場
杉並区高井戸温水プール
杉並区上井草温水プール
杉並区松ノ木運動場
杉並区和田堀公園プール
杉並区関根文化公園プール
杉並区阿佐谷けやき公園プール
杉並区蚕糸の森公園運動場
杉並区立杉並第十小学校温水プール